

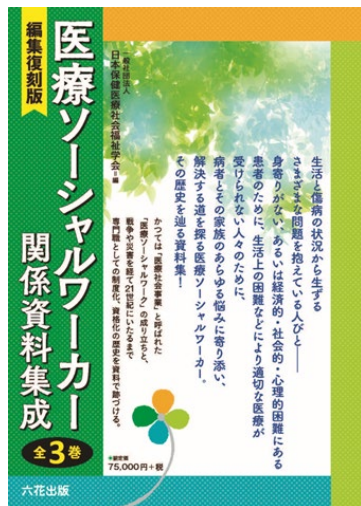
医療ソーシャルワーカー関係資料集成

一般社団法人 日本保健医療社会福祉学会

『医療ソーシャルワーカー関係資料集成』全3巻は、本学会において二〇一三年に事業化され、本年十二月十五日発行に至りました。この十年間、編集委員も交代しながら繋いできたものです。幸いにも資料集を専門に扱っている六花出版との出会いによって、ようやくここに完成しました。長い間、本事業を応援して下さいました会員の皆様、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

医療ソーシャルワーカーは、病や障害を抱える人々の「生きること」「生活すること」に深くかかわり共に歩を進める使命をもつ専門職です。本資料集成は、医療ソーシャルワーカーの戦前からのルーツを確認するために、また戦後の保健医療制度で医療ソーシャルワーカーがどのように位置づけられてきたのかについて、政策・制度史の視点から資料が集成されています。そこでは、医療ソーシャルワーカーのスピリッツが今まで脈々と引き継がれてきた私たち自身を感じることが出来るでしょう。そして戦後の専門職化・資格化を目指す長い活動と苦難の歴史を想い、本書は進むべき道しるべとなり、次の一步を踏み出す力になると思います。最後に、研究者の方々におかれては、本書は研究テーマの宝庫でもあります。是非、ご活用していただきたくお願い申し上げます。

(広報)



2022年12月5日発行
全3巻
立花出版

日本保健医療社会福祉学会 会員の皆様

会員の方、会員が所属する施設が購入する場合は会員価格での販売が可能です。

価格／申込方法

価格種類	金額 (送料無料)	対象・条件
定 価	82,500 円 (75,000+税)	会員以外の方
会員価格	66,000 円 (60,000+税)	会員、会員の所属する施設

申込方法・問合せ先

申込・問合せは 立花出版へ	電話	03-3293-8787	申込に必要な情報 ・書名、セット数 ・氏名、住所、電話番号、メールアドレス ・所属施設で購入の場合は施設名 注) 書店を通しての購入はできませんので 左記いずれかの方法でお申し込みください。 お支払いはゆうちょ銀行への振り込みとなります。
	FAX	03-3293-8788	
	メール	info@rikka-press.jp	

刊行の辞

『医療ソーシャルワーカー関係資料集成』は、学会において二〇一三年に当時の岡本民夫会長の下で事業化され、編集委員も交代しながら一〇年を経て二〇二二年一二月に発刊に至った。

医療ソーシャルワーカーは、病や障害を抱える人々の「生きること」「生活すること」に深くかわり共に歩みを進める使命をもつ専門職である。医療ソーシャルワーカーの戦前からのルーツを確認するために、また戦後の保健医療制度で医療ソーシャルワーカーがどのように位置づけられてきたかについて、政策・制度史の視点から資料が集成されている。

なかでも、戦後の専門職化・資格化を目指す長い活動と苦難の歴史は、一九五三年設立の当事者団体である日本医療社会事業家協会（後に名称変更・以下日本協会）を中心にそれぞれの時代を生きた医療ソーシャルワーカーが心血を注ぎ、専門職化への弛まぬ努力と挑戦を続けた歴史でもある。

とくに記憶に残る動きは一九八六年末に始まる。国が「医療・福祉分野について国家資格を新たに設ける」として医療ソーシャルワーカーの資格を医療職「医療福祉士」（健康政策局）にて進め、同時期に福祉職「社会福祉士」（当時の社会局）の法制化も進められ、ソーシャルワーカーが異なる位置づけで二分された。「局あつて省なし」と表現された当時の『朝日新聞』の社説は、この時代の資格制度化を象徴している（資料No.83）。

働く場で資格が異なる法制化を知った全国の医療ソーシャルワーカーから反対の声が上がった。日本協会の一九八七年総会では大詰め段階で厚生省案推進の方針が否決され、会長は医師から医療ソーシャルワーカーの苦難の歴史を歩んでこられた中島さつき氏に交代、執行部は刷新された。その後、福祉職でありながら全面的に医師の指示がかかる「医療福祉士」を受け入れることは、専門職とし

ての道を閉ざすものとの強い危機感が広がった。

続いて、資格化と密接に繋がる動きに、一九八九年三月厚生省健康政策局長通知で全国に発出された「医療ソーシャルワーカー業務指針」がある。その通知において、初めて医療ソーシャルワーカーが「社会福祉の立場から」援助を行う職種であることが明記され（健政発第188号）、二〇〇二年の改正で本文に明記された。大きな歴史的前進である。さらに業務指針の最大の課題は、常に「不明確」とされた「業務の範囲」において「医師の指示」がかかる範囲について、日本医師会等の専門職団体も加わる場において合意形成することであった。日本協会は、医療の場では生きて生活することに一義的に関わるには、自分たちの判断と責任において仕事ができる自律性（autonomy）の確保が重要との考えに立ち、議論に臨んだ。その結果、相当の議論・調整を経て「医師の指示」は「受診・受療援助」にその関係が記載された（資料No.107）。

こうして完成した業務指針により、長年の悲願でもある医療ソーシャルワーカーの「業務の範囲」が明確になった。加えて本指針は臨床のリアリティに裏打ちされており、医療ソーシャルワーカーの身近な依拠資料になると共に、さまざまに活用できるものである。

このような背景の下、本学会は保健医療分野における社会福祉学を確立し、ソーシャルワークの学術的研究を推進することを目的に一九九一年に設立された。資格化の動きが続く中、実践において専門性を十分発揮できるよう、学問レベルで福祉専門職としての医療ソーシャルワーカーへの支援を明確にした（資料No.87）。

最後に、本資料集成が研究者、実践者によって活用され、長きにわたる医療ソーシャルワーカーの軌跡を通して、保健医療分野における社会福祉学の研究・実践がさらなる深化に向かうことを願うものである。